## 全国ダイバーシティネットワーク組織要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)が幹事機関となり、国立 大学法人東京農工大学(以下「東京農工大学」という。)及び日本アイ・ビー・エム株式会社の協 働機関と連携して、科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ (全国ネットワーク中核拠点(群))」事業(以下「全国ダイバーシティネットワーク事業」とい う。)を実施し、我が国全体の女性研究者の活躍促進を図るため、全国ダイバーシティネットワーク事業における全国の大学等によるネットワーク組織(以下「全国ダイバーシティネットワーク 組織」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(全国ダイバーシティネットワーク組織)

- 第2条 全国ダイバーシティネットワーク組織は、女性研究者等を取り巻く研究環境整備や研究力 向上に取組む機関をつなぐ全国ネットワークを構築するとともに、国内外の取組動向の調査やそ の経験、知見の全国的な普及・展開を行い、その波及効果によって、全国のダイバーシティ研究環 境実現に貢献することを目的とする。
- 2 全国ダイバーシティネットワーク組織は、次の各号に掲げる機関をもって組織する。
  - (1) 全国ダイバーシティネットワーク事業の幹事機関である大阪大学
  - (2) 全国ダイバーシティネットワーク事業の協働機関である東京農工大学
  - (3) 女性研究者等を取り巻く研究環境整備や研究力向上に取組む大学等
  - (4) その他次項に定める代表幹事が必要と認めた機関
- 3 全国ダイバーシティネットワーク組織の代表幹事は、前項第1号の機関とし、副代表幹事は、 前項第2号の機関とする。
- 4 前項の代表幹事は、全国ダイバーシティネットワーク組織全体を統括し、副代表幹事は、代表 幹事を補佐する。
- 5 全国を次の8ブロックに分け、各ブロックに4大学以内の幹事大学等を置く。
  - (1) 北海道ブロック
  - (2) 東北ブロック
  - (3) 東京ブロック
  - (4) 関東・甲信越ブロック(前号を除く。)
  - (5) 東海・北陸ブロック
  - (6) 近畿ブロック
  - (7) 中国・四国ブロック
  - (8) 九州・沖縄ブロック
- 6 前項の幹事大学等は、当該ブロックの中心的役割を担う機関として、本事業の推進を図る ものとする。

(全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会)

- 第3条 全国ダイバーシティネットワーク組織に、幹事大学等で組織する全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会を置く。
- 2 全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(全国ダイバーシティネットワーク組織地域ブロック会議)

- 第4条 第2条第5項各号に掲げるブロックに、全国ダイバーシティネットワーク組織地域ブロック会議(以下「地域ブロック会議」という。)を置く。
- 2 地域ブロック会議は、全国 8 ブロックに分けた各地域のダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。
- 3 地域ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の理事又は副学長相当の者各1名
- (2) 大学等の理事又は副学長相当の者(前号を除く。) 各1名
- (3) その他当該地域ブロック会議が必要と認めた者
- 4 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合 の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任を妨げない。
- 6 地域ブロック会議の連絡調整及び事務は、当該地域ブロック会議にて協議のうえ担当を定める。
- 7 地域ブロック会議に関し必要な事項は、当該地域ブロック会議が別に定める。 (雑則)
- 第5条 この要項に定めるもののほか、全国ダイバーシティネットワーク組織に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この要項は、2018年11月26日から施行する。